

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成19年7月 第2回訂正分)

株式会社ディア・ライフ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年7月25日に関東財務局長に提出し、平成19年7月26日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成19年6月29日付をもって提出した有価証券届出書及び平成19年7月17日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,300株(引受人の買取引受による売出し1,000株・オーバーアロットメントによる売出し300株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成19年7月25日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式1,000株の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案した結果、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である阿部幸広(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式300株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成19年7月25日(水)に決定された引受価額(234,600円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(255,000円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定した価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「95,625,000」を「117,300,000」に訂正

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「95,625,000」を「117,300,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注)4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は117,300,000円と決定いたしました。

(注)5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「255,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「234,600」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「117,300」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき255,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 公募増資等の価格の決定に当たりましては225,000円以上255,000円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

申告された総需要株式数は、公開株式数の上限2,300株（募集株式数1,000株、引受人の買取引受による売出株式数1,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数の上限300株）を十分に上回る状況であったこと

申告された需要件数が多数にわたっていたこと

申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、255,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は234,600円と決定いたしました。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（191,250円）及び平成19年7月25日（水）に決定された発行価格（255,000円）と引受価額（234,600円）とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が引受価額にて買い取ることとし、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき234,600円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先証券会社は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成19年8月1日（水）までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき234,600円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき20,400円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 上記引受人と平成19年7月25日（水）に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、当社の従業員持株会に対して、上記引受株式数のうち、24株を販売いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、20株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額（円）」の欄：「240,000,000」を「234,600,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「230,000,000」を「224,600,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額224,600千円については、全額をアセットマネジメント事業における不動産投資を目的としたSPCへの金銭の貸付けに充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成19年7月25日(水)に決定された引受価額(234,600円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格255,000円）で売出しを行います。引受人は株券受渡日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「240,000,000」を「255,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「240,000,000」を「255,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、日興シティグループ証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式300株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。
4. 引受人の買取引受による売出しの主幹会社は日興シティグループ証券株式会社であります。
本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.2.」を「255,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「234,600」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき255,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「(注)3.」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 日興シティグループ証券株式会社 1,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき20,400円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成19年7月25日(水)に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「72,000,000」を「76,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「72,000,000」を「76,500,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、日興シティグループ証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

(注)4.の全文削除

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「255,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき255,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、平成19年7月25日(水)に決定いたしました。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出しについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、日興シティグループ証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式300株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成19年8月29日(水)を行使期限として貸株人より付与されております。

また、日興シティグループ証券株式会社は、貸株人から借り入れる株式の返還を目的として、上場（売買開始）日（平成19年8月2日(木)）から平成19年8月29日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により取得した株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。